

(二) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 主伐として伐採をすることができるとする。当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(一) 変更後の指定施業要件
1 立木の伐採の方法
(1) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字芋堀二二の三(次の図に示す部分に限る。)

(2) 主伐に係る森林は、次のとおりとする。
2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。)

○特許庁告示第十五号
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号(特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二日
第二号中「二十三万四千八百円」を「二十四万六千七百円」に改める。

特許庁長官 羽藤 秀雄

1 この告示は、平成二十六年一月一日から施行する。
2 この告示による改正後の規定は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○特許庁告示第十六号
特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(昭和五十三年通商産業省令第三十四号)第八十条第一号及び第二号の規定に基づき、昭和五十三年九月二十九日特許庁告示第二号(国際事務局の口座及び本邦通貨の金額を定める件)の一部を次のように改正する。

平成二十五年十二月二日
特許庁長官 羽藤 秀雄

第二号を次のように改める。
二 本邦通貨の金額

1 千三百三十五スイス・フラン 十四万二千六百円

2 十五スイス・フラン 千六百円

3 二百五十五スイス・フラン 二万四千四百円

4 百五十五スイス・フラン 一万七千七百円

5 三百五十五スイス・フラン 三万二千二百円

附 則

1 この告示は、平成二十六年一月一日から施行する。

2 この告示による改正後の規定(第二号3に係る部分を除く)は、この告示の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

○国土交通省告示第千六百六十三号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年十二月二日から三十日間国土交通省関東地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二日

国土交通大臣 太田 昭宏

路 線 名 関越自動車道新潟線
道路の区域

区 間

深谷市畠山字田島二四七番四から同市黒田字台一八四三番三まで

変更前 敷地の幅員 延 長
後 別 最大(メートル) 五二
前 最小 三三
後 最大 五二
最小 三八

○国土交通省告示第千六百六十四号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第七条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、平成二十五年十二月二日から三十日間国土交通省近畿地方整備局において一般の縦覧に供する。

平成二十五年十二月二日

国土交通大臣 太田 昭宏

路 線 名 中央自動車道西宮線
道路の区域

区 間

東近江市横山町字天狗山二四番六から同市木村町字森本三二八番まで

○国土交通省告示第千六百六十五号

砂防法(明治三十年法律第二十九号)第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程(明治三十年勅令第三百八十二号)第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十五年十二月二日

国土交通大臣 太田 昭宏

(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
辺別川

(二) 砂防法第二条の土地の表示

イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和三十九年建設省告示第二千七百二十四号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道上川郡美瑛町
字上俵真布 八六四七番一

一号から四号まで

変更前 敷地の幅員 延 長
後 別 最大(メートル) 二七五
前 最小 二二
後 最大 二五
最小 三五

口 次に掲げる土地に存する標柱五号から十三号までを順次結んだ線及び標柱五号と十三号を昭和三十九年建設省告示第二千七百二十四号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道上川郡美瑛町
字俵真布 国有一〇四〇林班ろ小 五号から十三号まで

(二) 砂防法第二条の土地の表示

(一) 砂防法第二条の土地に係る河川の名称
左股沢川

イ 次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を昭和四十八年建設省告示第千三百五十五号で指定した同号一八に掲げる土地の境界線に沿って結んだ線に囲まれた土地の区域
北海道上川郡美瑛町
字俵真布 国有一〇三一林班わ小班 一号から四号まで

一号から四号まで